



浦添市てだこ浦西駅周辺 土地区画整理組合



組合だより

第1号

平成28年9月16日発行

発行：浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合



「組合だより」発行にあたり 《沖縄(アジア)を代表するまちづくり》

残暑の候、組合員の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のことと、お慶び申し上げます。

本組合の「組合だより」の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

すでに皆さま方におかれましてはご承知のとおり、本組合は平成27年12月15日に浦添市長より組合設立の認可を頂き、平成28年1月13日に第1回総会を開催し、組合運営に必要な「役員（理事7名、監事3名）の選任・諸規程の制定」等が承認され、組合事業がスタートいたしました。

その後、平成28年3月24日開催の第2回総会では「評価員の選任・申し出換地細則の制定」等、平成28年7月26日開催の第3回総会では「土地評価基準の制定」等が承認され、《沖縄（アジア）を代表するまちづくり》へ着々と前進しております。

これもひとえに、組合員皆さま方の並々ならぬご協力と、関係機関各位のご支援の賜物と、役員一同心から感謝いたしております。

さて、今年度の予定といたしましては、皆さまの区画整理後の土地（換地）を決めていく「換地設計」を行い、来年1月に「仮換地指定」を実施する予定です。また「一部工事の着手」など、《浦添市の東の玄関口》として地域活性化の拠点となりうるよう、皆さまと共に邁進していく所存でございます。

今後とも役員一同、早期の事業遂行に努力して行きますので、組合員の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合
理事長 又吉 真孝



－ 役 員 名 簿 －

平成 28 年 1 月 13 日開催の第 1 回総会にて、下記の通り理事 7 名、監事 3 名が選任され、平成 28 年 1 月 19 日開催の第 1 回役員会にて、正副理事長の互選及び理事の職務分担が決められましたので、あわせてご報告いたします。（浦添市による告示は平成 28 年 1 月 21 日付け）

－役員職務分担－

役職名	氏 名	職務分担	備 考
理事長	又吉 眞孝	換地係・設計工事係	
副理事長	石川 浩	換地係・庶務会計係	
副理事長	金城 登喜子	換地係・庶務会計係	
理事	安座真 喜敏	移転補償係	
理事	浦西産業(株) 具志堅 全隆	設計工事係	
理事	許田 清	設計工事係	
理事	棚原 武雄	移転補償係	
監事	宮里 弘和	代表監事	
監事	照屋 徳明		
監事	金城 達也		（推薦）



－ 活 動 報 告 －

皆様のご協力により、下記のとおり総会を開催いたしました。

■第 1 回総会（平成 28 年 1 月 13 日）

ご来賓の方からの祝辞や、組合設立までの経過報告の後、下記議案の審議が行われました。



- 議案第 1 号 役員の選挙（選任）及び役員の推薦について
- 議案第 2 号 平成 27 年度収入支出予算について
- 議案第 3 号 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法について
- 議案第 4 号 預入金融機関の指定について
- 議案第 5 号 処務規程の制定について
- 議案第 6 号 会計規程の制定について
- 議案第 7 号 工事請負規程の制定について
- 議案第 8 号 監査要綱の制定について
- 議案第 9 号 測量作業規程の制定について
- 議案第 10 号 補償要綱の制定について
- 議案第 11 号 換地規程の制定について



■第2回総会（平成28年3月24日）

下記議案の審議が行われました。

- 議案第1号 線越明許費について
- 議案第2号 平成28年度収入支出予算について
- 議案第3号 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法について
- 議案第4号 評価員の選任について
- 議案第5号 保留地処分規程の制定について
(継続審議)
- 議案第6号 (報告事項へ変更)
- 議案第7号 申し出換地細則について
- 議案第8号 諸規程の一部変更について

報告事項1 保留地の一部配置案について



■第3回総会（平成28年7月26日）

下記議案の審議が行われました。

- 議案第1号 定款の一部変更について
- 議案第2号 土地評価基準の制定について



— 今後の予定 —

今後の事業の予定としましては、9月頃に仮換地案の説明会を予定しております。

その後、平成29年1月頃に仮換地指定、平成31年春のモノレール開業に合わせて駅前の整備や一般の宅地の整備を順次行い、平成34年度の事業完了を目指します。

平成27年	事業計画認可
平成28年	測量・設計 仮換地指定
平成29年	工事
平成30年	工事
平成31年	工事
平成32年	工事
平成33年	工事・測量 換地計画
平成34年	登記・清算



モノレールの開業(平成31年春)



(注) あくまでも予定であり、諸条件により変動する場合があります。



— 組合からのお知らせ —

留 意 事 項



●地区内の建築行為等には許可が必要です

土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の規定により、建築物その他の工作物の新築、改築や、土地形質の変更等を行う場合は、本組合の意見を聞き、浦添市の許可を得る必要があります。許可申請書の提出には、組合の意見書を添付いたしますので、必ず申請前に組合に申請書類を提出してください。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせください）

●共有の土地は代表者の届出が必要です

土地区画整理法第130条の規定により、共有名義の土地は、原則として1つの土地として取り扱うため、共有名義の土地をお持ちの方は、その土地の代表者を決めていただき、組合へ届け出てください。（登記名義人が亡くなっていて相続登記の手続きを行っていない方についても同様です）

（届出書類は組合にありますので、お問い合わせください）

●住所等の変更は組合に届け出てください

転居等により住所変更された方、氏名の変更があった方は、住民票の写しを添付して組合へ届け出てください。

（届出書類は組合にありますので、お問い合わせください）

●土地の名義等の変更は組合に届け出てください

地区内土地について、次のような行為をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を添付して、必ず組合に届け出てください。

（届出書類は組合にありますので、お問い合わせください）

- ①売買されたとき
- ②贈与、相続されたとき
- ③単独名義から共有名義になったとき（逆の場合も同様）
- ④合筆、分筆されたとき
- ⑤その他登記事項証明書の内容に変更があった場合
（ただし、抵当権のみの変更は除く）

組合事務所が完成しました！！



ご案内

西原入口交差点を市役所向け
約100m右側です。



てだこ浦西駅周辺地区のまちづくりに関する問い合わせ先

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合

住所：〒901-2102 浦添市前田2丁目18番15号

電話：098-988-4812 FAX：098-988-4813

執務時間：9:00～17:00（12:00～13:00は休憩時間）土日、祝日は休務